

# 令和5年度 第1回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

## (1) 議案第1号 生活交通確保維持改善計画について

### <目次>

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書（案）   | 1  |
| 2. 生活交通確保維持改善計画（案）            | 2  |
| 3. 令和6年度事業 地域内フィーダー系統補助スケジュール | 10 |

令和5年6月26日  
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

(案)

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 頁)

大地 第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大牟田市地域公共交通活性化協議会  
住 所 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地  
代表者氏名 会長 副 枝 修

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称					
大牟田市地域内フィーダー系統確保維持計画					
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性					
<p>大牟田市では、九州新幹線を始めJR鹿児島本線や西鉄天神大牟田線の鉄道を中心に、路線バスなどが補完する形で公共交通ネットワークが形成されている。特に路線バスは通勤、通学、通院、買い物など地域住民の身近な交通手段として市民生活を支えるとともに、市内の地域間をつなぐ交通ネットワークとして重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、交通手段の多様化、自家用車の普及拡大、人口減少等の影響により路線バスの利用者は年々減少しており、収支も悪化している。</p> <p>こうした中、平成30年3月に人口減少等が予測される将来においても持続可能な公共交通網を形成するため、「大牟田市地域公共交通網形成計画」を策定し、将来に向けた市内外の移動の維持・確保に向けて事業に取り組んできた。令和5年度からは、網形成計画の事業の見直し、継続、拡充、新設を行い、令和5年3月に策定した「大牟田市地域公共交通計画」（以下、交通計画という）に掲げる事業を推進することとしている。</p> <p>このことから、交通計画の事業に掲げる米の山・黒崎団地線（10番・18番系統）、上官線（16番系統）、大牟田市内線（1番系統）、吉野線（57番系統）の維持・確保は、大牟田市内における生活交通の確保並びに公共交通ネットワークの構築に必要なものである。</p>					
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果					
(1) 事業の目標					
<p>定量的な指標として、大牟田市地域公共交通計画に定めるとおり、「全市民の公共交通等の利用に対する満足度」※1と「市内路線バスの利用者数」※2を目標値として設定する。</p>					
	R5	R6	R7	R8	R9
全市民の公共交通等の利用に対する満足度 ※1	26%	27%	28%	29%	30%
市内路線バスの利用者数 ※2	4.0千人/日	4.3千人/日	4.6千人/日	4.9千人/日	5.2千人/日
<p>※1：市内中心部の方々が感じている公共交通等の利用に対する満足度まで向上させることを目標とし、段階的に年1%の向上を目標とする。</p> <p>※2：市内路線バスの利用者をコロナ禍以前（令和元年度）の利用者数まで回復させていくことを目標とする。段階的に年300人の増加を目標とする。</p>					
(2) 事業の効果					
<p>米の山・黒崎団地線（10番・18番系統）、上官線（16番系統）、大牟田市内線（1番系統）、吉野線（57番系統）を維持することにより、沿線住民の通勤・通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>					

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>① 目標を達成するために行う事業</p> <p>(1) 市と交通事業者が連携し、バス利用促進のイベント（バス教室・観光施設でのバス運転士体験会の実施など）を実施する。バス利用に関する広報・周知活動について、HP、広報の活用及び公共施設でのPR物配布等により一層の利用促進を図る。</p> <p>(2) 令和4年12月より発売開始した「おおむた1日乗り放題バスきっぷ」を発売継続し、バス利用の促進に繋げる。</p> <p>(3) 市内を発着する公共交通の利用促進を目的に、継続的な利用と潜在的利用者へアプローチを図るため、大牟田市公共交通デジタルスタンプラリーを実施する。</p> <p>② 実施主体</p> <p>(1) (2) 西鉄バス大牟田、大牟田市</p> <p>(3) 大牟田市</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付  運行事業者は、現在当該系統を運行している事業者である。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>大牟田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>西鉄バス大牟田株式会社</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
<p>※該当なし</p>

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

(米の山・黒崎団地線 18 番系統)

大牟田市バス交通対策協議会

- ・平成 28 年 12 月 25 日 (第 19 回) 補助路線の評価を実施
- ・平成 29 年 6 月 26 日 (第 20 回) 平成 30 年度事業生活交通確保維持改善計画について合意
- ・平成 29 年 12 月 22 日 (第 21 回) バス交通対策協議会を平成 30 年 3 月 31 日付で廃止し、4 月 1 日で大牟田市地域公共交通活性化協議会へ機能を移すことについて承認。

(米の山・黒崎団地線 10 番系統)

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和 2 年 7 月 28 日 令和 3 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画 (令和 2 年 10 月から補助開始) について承認

(上官線 16 番系統)

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和 2 年 7 月 28 日 令和 3 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画 (令和 2 年 10 月から補助開始) について承認

(大牟田市内線 1 番系統)

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和 3 年 6 月 30 日 令和 4 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画 (令和 3 年 10 月から補助開始) について承認

(吉野線 57 番系統)

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・令和 4 年 6 月 27 日 令和 5 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画 (令和 4 年 10 月から補助開始) について承認

大牟田市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 30 年 3 月 27 日 大牟田市地域公共交通網形成計画 (案) を承認。  
大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正し大牟田市バス交通対策協議会を法定協議会に統合することを確認・承認  
平成 30 年度生活交通確保維持計画の変更届出提出について承認
- ・平成 30 年 4 月 23 日 大牟田市地域公共交通網形成計画の届出
- ・平成 30 年 6 月 25 日 平成 31 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画について承認
- ・平成 31 年 1 月 17 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和元年 6 月 26 日 令和 2 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画について承認
- ・令和 2 年 1 月 15 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 2 年 6 月 28 日 令和 3 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画について承認
- ・令和 3 年 1 月 15 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 3 年 6 月 30 日 令和 4 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画について承認
- ・令和 4 年 1 月 21 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認
- ・令和 4 年 6 月 27 日 令和 5 年度地域内フィーダ-系統確保維持計画について承認
- ・令和 5 年 1 月 10 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価 (一次評価) について承認

## 21. 利用者等の意見の反映状況

- ・計画の策定にあたり、大牟田市地域公共交通活性化協議会の構成委員に、校区コミュニティ連絡協議会の代表者や市民代表に参画してもらい、住民や利用者の意見を反映させている。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課
交通事業者・交通施設管理者等	九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、大牟田タクシー協会、やまさ海運株式会社、西鉄グループバス労働組合

地方運輸局	福岡運輸支局
地方整備局	福岡国道事務所
その他協議会が必要と認める者	大牟田警察署、学識経験者、市民または利用者の代表、 大牟田商工会議所

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大牟田市有明町2丁目3番地

(所 属) 大牟田市都市整備部国道道路・地域交通対策課

(氏 名) 中島 徳洋、壇 修一

(電 話) 0944-41-2783

(e-mail) kokkendou-koutsu01@city.omuta.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大牟田市	西鉄バス大牟田(株)	(1) [米の山・黒崎団地線18番系統]西鉄大牟田営業所～新栄町～黒崎団地前	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	黒崎団地前	往 7.7km 復 7.6km	366日	3,219.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(2) [米の山・黒崎団地線18番系統]大牟田駅～新栄町～黒崎団地前	大牟田駅前	新栄町	黒崎団地前	往 6.6km 復 6.5km	366日	972.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(3) [米の山・黒崎団地線18番系統]新栄町～手鎌～黒崎団地前	新栄町	手鎌	黒崎団地前	往 4.8km 復 4.7km	240日	720.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と新栄町駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(4) [米の山・黒崎団地線10番系統]西鉄大牟田営業所～市立病院～普光寺	西鉄大牟田営業所	市立病院	普光寺	往 7.7km 復 7.7km	290日	1,565.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(5) [米の山・黒崎団地線10番系統]西鉄大牟田営業所～大牟田駅～米の山	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	米の山	往 5.6km 復 5.6km	366日	2,985.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(6) [米の山・黒崎団地線10番系統]大牟田駅～普光寺	大牟田駅		普光寺	往 5.4km 復 5.4km	366日	549.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(7) [米の山・黒崎団地線10番系統]大牟田駅～米の山	大牟田駅		米の山	往 4.5km 復 4.5km	366日	1,792.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(8) [米の山・黒崎団地線10番系統]西鉄大牟田営業所～大牟田駅～普光寺	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	普光寺	往 6.6km 復 6.6km	366日	814.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(9) [上官線16番系統]ゆめタウン大牟田～笹林～倉掛	ゆめタウン大牟田	笹林	倉掛	往 5.3km 復 5.9km	366日	1,565.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(10) [上官線16番系統]ゆめタウン大牟田～笹林～万田坑	ゆめタウン大牟田	笹林	万田坑	往 6.km 復 6.km	126日	252.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大牟田市	西鉄バス大牟田(株)	(11) [上官線16番系統]大牟田駅~笹林~倉掛	大牟田駅	笹林	倉掛	往 4.km 復 4.km	366日	1,887.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田(株)	(12) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所~三池中町	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	三池中町	往 5.5km 復 5.5km	366日	309.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続	②
	西鉄バス大牟田(株)	(13) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所~久福木団地	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	久福木団地	往 7.6km 復 7.6km	240日	360.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続	②
	西鉄バス大牟田(株)	(14) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所~橋交差点・大牟田病院前~西鉄大牟田営業所	西鉄大牟田営業所	橋交差点・大牟田病院前	西鉄大牟田営業所	循環 15.6km .km	366日	5,592.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	②
	西鉄バス大牟田(株)	(15) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所~橋交差点・大牟田病院前~大牟田市立病院	西鉄大牟田営業所	橋交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	往 15.2km 復 15.2km	290日	2,020.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	②
	西鉄バス大牟田(株)	(16) [吉野線57番系統]大牟田市立病院~橋交差点・大牟田病院前~大牟田市立病院	大牟田市立病院	橋交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	循環 14.8km .km	290日	290.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	②
						.km							
						.km							
						.km							

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大牟田市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	19,413
交通不便地域等	111,281

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
111,281	大牟田市全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
大牟田市地域公共交通計画	R5.3.31	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

